

令和4年12月23日	
資料提供	
和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部	
問合せ先	畜産課 担当:上田、松山 災害対策課 担当:阪上
電話番号	073-441-2924、2925(直通)

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザにかかる移動制限区域の解除について

和歌山市の養鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴い設定した移動制限区域を、下記のとおり解除しますのでお知らせします。

記

1 移動制限区域の解除

当該農場における防疫措置完了後 21 日が経過し、農林水産省と協議した結果、令和4年12月26日(月)午前0時をもって移動制限区域を解除します。

(参考) 移動制限区域：発生農場から半径 3km の範囲内の区域
卵や家きん等の移動禁止

2 消毒ポイントの撤去

移動制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを撤去します。

番号	名称	所在地	運営時間
1	国土交通省和歌山計量所跡地	和歌山市中	9時～17時
2	さんさんセンター紀の川	和歌山市直川 326-7	9時～17時

(参考) 養鶏農場の概要及び防疫措置の経過

飼養状況：採卵鶏 42,943羽

防疫措置の経過 11月30日(水) 9時20分 殺処分開始

12月1日(木) 16時40分 殺処分完了

12月4日(日) 18時30分 防疫措置完了

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。